

商店街新規出店チャレンジ応援事業補助金の申請について（よくある質問）

令和8年度版

R8. 4. 1

公益財団法人ひょうご産業活性化センターでは、商店街の活性化を図るため、空き店舗を活用して新規出店する場合に、家賃と改装費の一部について補助金を交付しています。（補助対象者、補助率、補助限度額等は、「商店街新規出店チャレンジ応援事業のご案内」をご参照ください。）

Q：補助対象となる商店街とは？

A：本事業の対象となる商店街は、原則として次のすべての条件を満たす商店街・小売市場となります。

- | |
|--|
| ①会則があり、役員を選出していること(任意の組合等でも可) |
| ②会則に基づき会費を徴収し、地域住民に向けて共同で売り出しやイベント等の販促活動を行っていること |
| ③商業集積や商店街活性化に取り組む意志があり、開業希望者の出店について同意すること |
| ④大企業等が管理運営する大型商業施設等である場合は、テナントの多くが中小企業であること |

Q：補助対象となる空き店舗とは？

A：本事業の対象となる空き店舗は、原則として次のすべての条件を満たす必要があります。

- | |
|--|
| ①商店街の範囲内にあること |
| ②前の事業者が撤退した後、現に営業活動が行われていない店舗であること(市町によっては、3か月以上空き店舗の状態であること等の条件が付されている場合があります。) |
| ③開業希望者が自ら所有する店舗でないこと(補助金交付決定後に店舗を購入する場合は、店舗改装費が補助対象となる場合があります。) |
| ④開業希望者と密接な関係を有する親族等(生計を一にする場合、3親等以内の親族である場合、交付対象事業者の属する法人・団体等の役員又は従業員の身分を有する場合など)が所有する店舗でないこと。 |
| ⑤暴力団及び反社会的勢力団体並びにこれらの関係者が所有する店舗でないこと |

Q：店舗の移転は補助対象外とありますが、2店舗目を出店する場合は補助を受けられるか？

A：既存の店舗に加え、空き店舗を活用して新たに2店舗目等)する場合にあつては、異なる商店街への出店であれば、補助対象となる場合があります。

なお、過去に当センターの商店街空き店舗関係の補助又は助成を受けた者が、営業休止又は撤退して再度出店する場合は、補助対象外となります。

Q：複数店舗を出店する場合は、それぞれ補助対象となるか？

A：当センターの補助金については、原則として1事業者につき1回限りの申請としています。ただし、同一事業者が異なる商店街に新規出店する場合において、それぞれの店舗に関して市町の補助等が受けられる場合は、複数店舗を補助対象とする場合があります。

なお、過去に商店街空き店舗関係の補助又は助成を受けた実績のある者を補助対象外としている市町もありますので、ご注意ください。

Q：空き店舗の賃貸借契約等を補助金交付前にしてもよいか？

A：市町の補助金・助成金の交付申請時、賃貸借契約書の写しの提出を求めている場合は、当センターの補助金交付決定前に空き店舗の賃貸借契約を締結している場合も補助対象とします。

また、店舗改装費以外の工事で、水道・電気・ガス等の引込工事等の事前着手を市町が認めている場合も同様に補助対象とする場合があります。

Q：組合、団体等は対象となりますか？

A：補助対象者は、中小企業基本法に定める中小企業者であるため、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、商店街振興組合、協同組合、任意団体などは、対象外となります。

Q : 実際にこの制度を活用する場合はどうすれば良いですか？

まずは、開業プラン(店舗の立地状況、商品・サービスの内容、近隣の競合店舗の状況、販売方法、必要な設備・人員・技術・資格・許認可、資金繰り等)を、ある程度具体的にまとめて、出店先の商店街がある市町、商工会・商工会議所又は当センターにご相談ください。

Q : 補助対象となる経費とは何ですか？

A : 店舗部分の賃借料、開業するに際して最低限必要となる店舗部分の内装、給排水衛生設備、電気、空調・ガス配管等の工事費、店舗正面の外装(ファサード)工事費が補助対象経費となります。

なお、トイレ、洗面設備のほか、ビルトインタイプのシンク等は対象となりますが、建物に付随する設備であってもエアコンや高額な照明器具等は補助対象外となります。

①**店舗賃借料**:店舗部分を補助対象経費とします。

なお、賃借料に店舗以外が含まれている場合は、面積按分して店舗部分の補助対象経費を算定します。

(対象外の例)

管理費、駐車場代、共益費、光熱水費、敷金、礼金、保証金、仲介手数料、消費税及び地方消費税 等

②**内装工事費**:最低限必要となる店舗部分の内装、撤去、給排水衛生設備、電気、空調・ガス配管等の工事費を補助対象経費とします。なお、工事費に店舗以外が含まれている場合は、面積按分して店舗部分の補助対象経費を算定します。

(対象外の例)

- ・ショーケース、机、椅子、テレビ、パソコン、エアコン、冷蔵庫、レジ、調理機器等の什器備品
- ・什器備品の移設費や廃棄処分費、各種申請手数料等
- ・必要以上に高価な照明器具等(単価10万円(税込)を超えるシャンデリア等の類)
- ・消費税及び地方消費税

③**ファサード整備費**:最低限必要となるファサード(正面外装に限る)整備の工事費を補助対象経費とします。

なお、店舗の正面に付随する看板等は対象となりますが、独立しているものは補助対象外となります。

(対象外の例)

- ・スタンド看板、のぼり、幕・フラッグ、ポールサイン、サイネージ、屋上広告サイン等
- ・看板等の移設費や廃棄処分費等
- ・必要以上に高価な看板等(単価10万円(税抜)を超えるネオンサイン、突出し看板、袖看板等の類)
- ・消費税及び地方消費税

Q : 実績報告はどうすればよいですか？

A : 2月頃に実績報告の様式を当センターから郵送しますので、必要事項を記入し、契約書・領収書等の証拠書類を添付して指定期日(4月5日が最終期限)までに提出をお願いします。

(提出書類の例)

- ①出店先の商店街がある市町の補助金確定通知書等(無い場合は、補助金等の入金があった通帳の写し)
- ②営業状況が分かる資料(営業許可書、メニュー、チラシ、写真など)、商店街への加入、活動参加状況がわかる資料
- ③賃貸借契約書(交付申請時に提出していない場合)、家賃の領収書の写し(口座引き落としの場合は通帳の写し)
- ④店舗改装工事の請負契約書又は請書の写し、工事費の請求書・領収書の写し、工事前後の写真

Q : 補助金はいつ頃もらえますか？

A : **翌年度の5月頃に指定された振込口座に入金**します。

(開業時期によっては、1年経過した後の入金となりますので、余裕を持った資金計画を策定してください。)

なお、順次振込手続を進めますが、提出いただいた書類の内容確認に日時を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

補助金を受けるためのまでの手続は
「商店街新規出店チャレンジ応援事業の流れ」を参照してください。

問い合わせ先

公益財団法人ひょうご産業活性化センター 経営推進部 経営・商業支援課

TEL:(078)977-9116 FAX:(078)977-9119